

## ＜報道発表資料＞

令和4年2月8日

## 教職員の懲戒処分について

## 【処分1】

- 1 処分内容 懲戒処分（減給6月・給料の月額の10分の1）
- 2 処分年月日 令和4年2月8日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・62歳・男性
- 4 所属名 県立越谷北高等学校
- 5 発生日 平成30年12月頃から令和3年4月3日
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、平成30年12月頃から令和3年4月3日（土曜日）までの間、兼業の許可を得ることなく、学習塾で講師として従事し、報酬及び交通費として6,944,240円を受け取った。

- 7 管理監督者に対する措置

管理監督者である平成30年度の校長及び令和元・2年度の校長に対し、同日付で口頭注意を行った。

## 【処分2】

- 1 処分内容 懲戒処分（減給3月・給料の月額の10分の1）
- 2 処分年月日 令和4年2月8日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・44歳・男性
- 4 所属名 川口市・公立中学校
- 5 発生日 令和3年11月3日
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和3年11月3日（水曜日）午前8時30分頃、修学旅行で引率をしていた宿泊先3階廊下で被害生徒を呼び止め、他の教員から指導されている旨を報告していなかったことや同生徒の修学旅行中の問題行動に対して怒り、同生徒の頭を修学旅行のしおりで1回叩き、顔を平手で2回（左右1回づつ）、腹部を拳で2回叩き、左太腿を右足で1回蹴った。

### 【処分3】

- |   |           |                        |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 処 分 内 容   | 懲戒処分（減給1月・給料の月額の10分の1） |
| 2 | 処 分 年 月 日 | 令和4年2月8日               |
| 3 | 職名・年齢・性別  | 教諭・56歳・男性              |
| 4 | 所 属 名     | 北部地区・公立中学校             |
| 5 | 発 生 年 月 日 | 令和3年7月1日、令和3年9月28日     |
| 6 | 事件・事故の概要  |                        |

当該職員は、令和3年7月1日（木曜日）勤務校の教室において、授業中に後ろを向いていた生徒を叱責し、椅子に座っている同生徒の体と両足を縛った。また、令和3年9月28日（火曜日）教室内において、席に着いていなかった同生徒に対し、両肩をつかみ、清掃用具入れのドアに押し当てる行為を行い、「クソガキ」「潰すぞ」などと威嚇した。その結果、同生徒に背部打撲、肋骨部打撲のケガを負わせた。

## ● 問合せ先

### 【処分1】

教育局 県立学校人事課 管理指導担当

小野寺

直通 048-830-6726 内線 6728

E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp

### 【処分2, 3】

教育局 小中学校人事課 管理指導担当

門倉・島宗【処分2】 小林・石渡【処分3】

直通 048-830-6933 内線 6942

E-mail: a6930@pref.saitama.lg.jp